



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

2021年度

アレルギー疾患対策の取組の現状

厚生労働省

健康局 がん・疾病対策課

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

(平成29年厚生労働省告示第76号 令和4年3月一部改正)

アレルギー疾患対策基本指針とは、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号、平成27年12月施行）第11条に則り、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が策定するもの。

一. アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他医療関係者、学校等の設置者又は管理者が、各々の責務に基づき、アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減、医療の均てん化の促進、生活の質の維持向上、研究の推進等のアレルギー疾患対策を総合的に推進する。

二. 啓発及び知識の普及とアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

- ・科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療に関する正しい知識の周知
- ・アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減に資する生活環境改善のための取組

三. 医療を提供する体制の確保に関する事項

- ・医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上
- ・居住地域や年代に関わらず適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう、アレルギー疾患医療提供体制を整備
- ・中心拠点病院等の全国的な拠点となる医療機関及び都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等の地域の拠点となる医療機関の役割や機能、かかりつけ医との連携協力体制を整備

四. 調査及び研究に関する事項

- ・「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づいた疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究の推進

五. その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

- ・アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策
- ・地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進のため、地方公共団体が行う基本的施策
- ・災害時の対応
- ・必要な財政措置の実施と予算の効率化及び重点化
(例：関係省庁連絡会議等において、関係府省庁間の連携の強化及び施策の重点化を図る。)
- ・本基本指針の見直し及び定期報告

アレルギー疾患対策基本指針改正のポイント

| 事項 | 項目 | 改正の概要 |
|----|---|--|
| 第1 | アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項 | ○アレルギー疾患のコントロールのために、 <u>アレルギー回避だけでなく、免疫寛容の誘導も考慮に入れた環境の改善を図る。</u> |
| 第2 | アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項 | ○アレルギー疾患に関する情報について <u>出生前から</u> 保護者等への普及啓発活動に取り組む。 ○ <u>外食・中食</u> における食物アレルギー表示については、 <u>消費者の需要や誤食事故等の実態等に基づき</u> 、適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。 |
| 第3 | アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項 | ○専門的な取組をより推進するため、医療従事者として、「 <u>歯科医師</u> 」「 <u>管理栄養士</u> 」を明記する。 ○「 <u>アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会</u> 」の検討結果に基づく医療提供体制を整備する。 ○ <u>都道府県拠点病院等</u> は適切な情報の提供、アレルギー疾患医療に関する専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等の推進に協力する。 |
| 第4 | アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項 | ○免疫アレルギー疾患の特性に注目した研究等を盛り込んだ「 <u>免疫アレルギー疾患研究10か年戦略</u> 」に基づくアレルギー疾患研究を推進する。 ○ <u>長期的な疾患管理を十分に行う等の観点から、患者の視点に立った研究を推進する。</u> |
| 第5 | その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項 | ○国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、 <u>本人又はその家族が就労を維持できるような環境の整備等</u> に関する施策について各事業者団体に対し、周知を図る。 ○地方公共団体は、 <u>都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等</u> を通じて地域の実情を把握し、 <u>都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等</u> 、アレルギー疾患対策の施策を策定及び実施するよう努める。 |

令和4年度 アレルギー疾患対策予算案について (アレルギー疾患対策基本指針等を踏まえたアレルギー疾患対策の強化)

令和4年度予算案
9.6億円
(令和3年 9.5億円)

- **アレルギー情報センター事業（補助先：日本アレルギー学会・日本リウマチ学会）** 令和4年度予算案
42百万円
(令和3年 43百万円)
- ①アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成
 - ②リウマチ・アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の開催
 - ③アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者向け研修資料の作成 等

- **アレルギー疾患医療提供体制整備事業（補助先：中心拠点病院）** 令和4年度予算案
55百万円
(令和3年 55百万円)
- ①アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築
 - ②アレルギー疾患医療の診断等支援
 - ③アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業
 - ④一般国民等からのアレルギーに関する相談事業
 - ⑤長期研修が実施可能な体制の整備
 - ⑥増加する診断支援に対応可能な体制の整備

- **リウマチ・アレルギー特別対策事業（補助先：都道府県等）** 令和4年度予算案
68百万円
(令和3年 91百万円)
- ①アレルギー疾患医療連絡協議会の開催（地域政策の策定）
 - ②医療従事者、保健師・助産師、福祉施設従事者向け研修の実施
 - ③患者カードの配付の促進並びに患者の自己管理等正しい知識の普及啓発事業の実施
 - ④リウマチ及びアレルギー系疾患診療担当医師（医療機関）名簿や医療連携事例集の作成等による医療情報の提供 等

- **厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金** 令和4年度予算案
791百万円
(令和3年 752百万円)
- ①免疫アレルギー疾患政策研究事業
 - ②免疫アレルギー疾患実用化研究事業（医薬品PJ, ゲノム・データ基盤PJ, 疾患基礎研究PJ)

【背景】 ○ アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号）

国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患の病態、診断に必要な検査、薬剤の使用法、アレルゲン免疫療法（減感作療法）を含む適切な治療法、重症化予防や症状の軽減の適切な方法並びにアレルギー疾患に配慮した居住環境及び生活の仕方といった生活環境がアレルギー疾患に与える影響等に係る最新の知見に基づいた正しい情報を提供するための**ウェブサイトの整備等**を通じ、情報提供の充実を図る。

【事業内容】 ○ 補助先：（一社）日本アレルギー学会・日本リウマチ学会

- ① アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するための**ウェブサイトの作成**
- ② アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する**研修会の開催**
- ③ アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者向け**研修資料の作成** 等



アレルギーポータル
<https://allergyportal.jp/>

主なコンテンツ

- ・各種アレルギーの説明（特徴、症状等）
- ・災害時の対応
- ・医療機関情報（専門医、拠点病院等）
- ・アレルギーの本棚
- ・日本の取組（法令、通知・取組）
- ・よくある質問



2021年10月30－31日
アレルギー相談員養成研修会の実施
(コロナ禍でウェブでの開催 500名程度参加)

都道府県アレルギー疾患医療拠点病院 (令和4年3月時点)

47都道府県 78病院

| | |
|------|---|
| 北海道 | 北海道大学病院 |
| 青森県 | 弘前大学医学部附属病院 |
| 宮城県 | 東北大学病院 宮城県立こども病院 |
| 岩手県 | 岩手医科大学附属病院 国立病院機構盛岡医療センター |
| 秋田県 | 秋田大学医学部附属病院 中通総合病院 |
| 山形県 | 山形大学医学部附属病院 |
| 福島県 | 福島県立医科大学附属病院 |
| 茨城県 | 筑波大学附属病院 |
| 栃木県 | 獨協医科大学病院 |
| 群馬県 | 群馬大学医学部附属病院 |
| 埼玉県 | 埼玉医科大学病院 |
| 千葉県 | 千葉大学医学部附属病院 |
| 東京都 | 東京慈恵会医科大学附属病院 東京医科歯科大学医学部附属病院 国立成育医療研究センター 東京都立小児総合医療センター |
| 神奈川県 | 神奈川県立こども医療センター 横浜市立みなと赤十字病院 |
| 新潟県 | 新潟大学歯学総合病院 |
| 富山県 | 富山県立中央病院 富山大学附属病院 |
| 石川県 | 金沢大学附属病院 |
| 福井県 | 福井大学医学部附属病院 |
| 山梨県 | 山梨大学医学部附属病院 |
| 長野県 | 長野県立こども病院 信州大学医学部附属病院 |
| 岐阜県 | 岐阜大学医学部附属病院 |
| 静岡県 | 国際医療福祉大学熱海病院 順天堂大学医学部附属静岡病院 静岡県立総合病院 静岡県立こども病院 静岡済生会総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 浜松医療センター |
| 三重県 | 国立病院機構三重病院 三重大学医学部附属病院 |

| | |
|------|--|
| 愛知県 | 名古屋大学医学部附属病院 名古屋市立大学病院 藤田医科大学病院 藤田医科大学ばんだね病院 愛知医科大学病院 あいち小児保健医療総合センター |
| 滋賀県 | 滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀県立小児保健医療センター |
| 和歌山 | 和歌山県立医科大学附属病院 日本赤十字社和歌山医療センター |
| 大阪府 | 近畿大学病院 大阪はびきの医療センター 大阪赤十字病院 関西医科大学附属病院 |
| 京都府 | 京都大学医学部附属病院 京都府立医科大学附属病院 |
| 兵庫県 | 神戸大学医学部附属病院 兵庫医科大学病院 兵庫県立こども病院 神戸市立医療センター中央市民病院 |
| 奈良県 | 奈良県立医科大学附属病院 |
| 鳥取県 | 鳥取大学医学部附属病院 |
| 島根県 | 島根大学医学部附属病院 |
| 岡山県 | 南岡山医療センター 岡山大学病院 |
| 広島県 | 広島大学病院 |
| 山口県 | 山口大学医学部附属病院 |
| 徳島県 | 徳島大学病院 |
| 高知県 | 高知大学医学部附属病院 |
| 香川県 | 香川大学医学部附属病院 |
| 愛媛県 | 愛媛大学医学部附属病院 |
| 福岡県 | 国立病院機構福岡病院 |
| 佐賀県 | 佐賀大学医学部附属病院 |
| 大分県 | 大分大学医学部附属病院 |
| 宮崎県 | 宮崎大学医学部附属病院 |
| 長崎県 | 長崎大学病院 |
| 熊本県 | 熊本大学病院 |
| 鹿児島県 | 鹿児島大学病院 |
| 沖縄県 | 琉球大学病院 |

アレルギー疾患医療提供体制整備事業

令和4年度予算案
55百万円
(令和3年 55百万円)

【背景】

- 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号）」において、（国研）成育医療研究センター及び（独）国立病院機構相模原病院を「中心拠点病院」として指定した。
- 「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」において、中心拠点病院の役割として都道府県拠点病院間での連携を図ること等が示された。

【事業内容】 補助先：中心拠点病院（国立病院機構相模原病院、国立成育医療研究センター）

- ① アレルギー疾患に係る診療連携ネットワークの構築
 - ・ 中心拠点と都道府県拠点病院が情報共有を行うための全国拠点病院会議の開催
- ② アレルギー疾患医療の診断等支援
 - ・ 診断が難しい症例等に関する都道府県拠点病院からの照会に対応
- ③ アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援
 - ・ アレルギー医療の質の均てん化を図るため、都道府県拠点病院の医師に対する研修を実施
- ④ 一般国民等からのアレルギーに関する相談事業
 - ・ 一般国民からのアレルギーに関する相談に対し、科学的知見に基づく適切な情報に基づく対応
- ⑤ 長期研修が実施可能な体制の整備
 - ・ 各都道府県拠点病院の医師に対して、1年程度の長期研修を実施
- ⑥ 増加する診断支援に対応可能な体制の整備
 - ・ 中心拠点病院に臨床検査技師を配置

【事業スキーム（イメージ）】



リウマチ・アレルギー特別対策事業

令和4年度予算案
68百万円
(令和3年 91百万円)

【背景】

○ リウマチ・アレルギー特別対策事業については、従前より補助事業として実施してきたが、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号）」に基づき、国は、アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう体制を整備する必要がある。

【令和3年度事業内容】

- (1) アレルギー疾患医療連絡協議会の開催
- (2) 医療従事者、保健師・助産師、福祉施設従事者向け研修及びエビデンス講習会の実施
- (3) 患者カードの配布の促進並びに患者の自己管理等正しい知識の普及啓発事業の実施
- (4) 地域の喘息患者並びにリウマチ及びアレルギー系疾患患者の実態把握を目的とした分析調査の実施

【補助率】 1/2

【補助先】 都道府県、政令指定都市、中核市

令和4年度からの拡充

地域でのアレルギー疾患対策が可能な医療関係者の不足によりアレルギー疾患対策が不十分である。研修や講習会等を受講するための旅費等を支給し、専門的な知識の習得や資格取得を促すことで、アレルギー疾患医療の質の向上を図る。

<目指す姿> 地域全体のアレルギー疾患医療の質の向上

都道府県拠点病院
地方自治体



院内・自治体でのカンファレンスや勉強会の開催の質の向上



現在実施している
地域の医療従事者、保健師等への
研修会の質の向上



地域住民への情報提供、
相談対応の質の向上



アレルギーに関する
かかりつけ医の診療や
保健指導等の質の向上



中心拠点病院、国立保健医療科学院等

研修や講習会等への参加に関する旅費等を支給し、専門的な知識の習得や資格取得を推進（新規）

新

都道府県拠点病院
医師、看護師、栄養士等
地方自治体
保健師等

厚生労働省科学研究：免疫アレルギー疾患政策研究事業（令和3年度） （アレルギー分野）

事業概要（背景・目的）

- 平成26年度に成立したアレルギー疾患対策基本法に基づき、総合的な疾患対策の推進が行われており、アレルギー疾患医療提供体制の整備、研究の推進等に取り組んでいる。
- 平成31年に「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」を策定し、戦略に基づいて、免疫アレルギー疾患の総合的な推進が必要である。

アレルギー疾患の多様性、生活実態を把握するための疫学研究

- ・都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を活用した全国アレルギー有病率調査
- ・標準となる調査方法を確立
- ・日本におけるアレルギー疾患の有病率の現状を評価

都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の機能評価指標に関する研究

- ・都道府県拠点病院の機能評価指標案の作成

小児から若年成人での生物学的製剤の適正使用に関するエビデンスの創出

- ・生物学的製剤使用患者の横断的調査
- ・生物学的製剤の使用方法の推奨を作成

免疫アレルギー疾患対策に関する研究基盤及び評価基盤の構築

- ・我が国における免疫アレルギー研究分野の進捗評価に資する調査研究

アレルギー疾患患者のアンメットニーズとその解決法の可視化に関する研究

- ・乳幼児アレルギー疾患に対する養育者負担評価質問表の開発
- ・食物アレルギー診療支援ツールの開発

食物経口負荷試験の標準化施行方法の確立と普及を目指す研究

- ・医師向け診療サポートアプリケーション開発・実用化
- ・共通プロトコルを用いた負荷試験の検討
- ・成人食物アレルギー診療の実態調査

大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題の把握とその解決に向けた研究

- ・国、自治体と関連学会との連携体制の構築
- ・災害時のアンメットニーズを把握し、自助を促すツールの作成
- ・災害時のアレルギー疾患に関する相談体制の構築

アレルギー性鼻炎免疫療法に係る評価

➤ アレルギー性鼻炎免疫療法治療に係る評価を新設する。

| | | |
|---------------------------------------|--------------|-------------|
| (新) アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 (月1回に限る) | 1月目 | 280点 |
| | 2月目以降 | 25点 |

[算定要件]

- 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者以外のアレルギー性鼻炎の患者に対して、アレルギー免疫療法による治療の必要を認め、治療内容等に係る説明を文書を用いて行い、当該患者の同意を得た上で、アレルギー免疫療法による計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
- 「1月目」とは初回の治療管理を行った月のことをいう。
- アレルギー免疫療法を開始する前に、治療内容、期待される効果、副作用等について文書を用いた上で患者に説明し、同意を得ること。また、説明内容の要点を診療録に記載する。
- 学会によるガイドライン等を参考にすること。

[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関内にアレルギーの診療に従事した経験を3年以上有する常勤医師が1名以上配置されていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師（アレルギーの診療に従事した経験を3年以上有する医師に限る。）を2名以上組み合わせることも可。
- (2) アレルギー免疫療法に伴う副作用が生じた場合に対応できる体制が整備されていること。
- (3) 院内の見やすい場所にアレルギー免疫療法を行っている旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

医療的ケア児等に関わる関係機関の連携

診療情報提供料（I）の見直し

- 診療情報提供料（I）注2における情報提供先に、児童相談所を追加する。
- 診療情報提供料（I）注7における情報提供先に、保育所や高等学校等を追加する。
- 小児慢性特定疾患やアレルギー疾患を有する児童が安心して安全に学校等に通うことができるよう、診療情報提供料（I）注7における対象患者に、小児慢性特定疾病支援及びアレルギー疾患を有する患者を追加する。

現行

【診療情報提供料（I）】

「注2」に掲げる「市町村又は介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者等」とは、当該患者の居住地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、保健所若しくは精神保健福祉センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者若しくは地域包括支援センター又は指定特定相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者をいう（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）。（以下、略）

【診療情報提供料（I）】

注7 保険医療機関が、児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通学する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

【情報提供先】

- ・小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、中学部

【対象患者】

- ・児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者

改定後

【診療情報提供料（I）】

「注2」に掲げる「市町村又は介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者等」とは、当該患者の居住地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、保健所若しくは精神保健福祉センター、**児童相談所**、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者若しくは地域包括支援センター又は指定特定相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者をいう（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）。（以下、略）

【診療情報提供料（I）】

注7 保険医療機関が、**児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者**、同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者又は**アナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者**について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が**通園**又は通学する**同法第39条第1項に規定する保育所**又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する**学校（大学を除く。）**等の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

【情報提供先の追加】

- ・**保育所、認定こども園等、幼稚園**、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、**後期課程***、**高等学校***、特別支援学校の**幼稚部**、小学部、中学部、**高等部等***、**高等専門学校***、**専修学校***（※18歳に達する日以後最初の3月31日以前の患者）。

【対象患者の追加】

- ・児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者
- ・**児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者**
- ・**アナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者**※
※生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者若しくは**食物アレルギーあり（除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は明らかな症状の既往及びIgE抗体等検査陽性に該当する患者に限る）**に該当する患者

医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

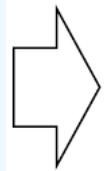
既存技術の見直し

➤ 小児食物アレルギー負荷検査について、対象患者及び算定回数の見直しを行う。

現行

【小児食物アレルギー負荷検査】

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、9歳未満の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年2回に限り算定する。
- 2 小児食物アレルギー負荷検査に係る投薬、注射及び処置の費用は、所定点数に含まれるものとする。



改定後

【小児食物アレルギー負荷検査】

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、**16歳未満**の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、**年3回**に限り算定する。
- 2 小児食物アレルギー負荷検査に係る投薬、注射及び処置の費用は、所定点数に含まれるものとする。

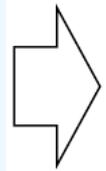
既存技術の見直し

➤ 腹腔鏡下直腸切除・切断術に超低位前方切除術及び経肛門吻合を伴う切除術を追加する。

現行

【腹腔鏡下直腸切除・切断術】

| | |
|-----------|---------|
| 1 切除術 | 75,460点 |
| 2 低位前方切除術 | 83,930点 |
| 3 切断術 | 83,930点 |



改定後

【腹腔鏡下直腸切除・切断術】

| | |
|----------------------|-----------------|
| 1 切除術 | 75,460点 |
| 2 低位前方切除術 | 83,930点 |
| 3 超低位前方切除術 | 91,470点 |
| 4 経肛門吻合を伴う切除術 | 100,470点 |
| 5 切断術 | 83,930点 |

バイオ後続品に係る情報提供の評価

- バイオ後続品に係る患者への適切な情報提供を推進する観点から、外来化学療法を実施している患者に対して、バイオ後続品を導入した場合の評価を新設する。

改定後

【在宅自己注射管理指導料】

バイオ後続品導入初期加算 150点

対象となる注射薬のうち、バイオ後続品が薬価収載されているもの：インスリン製剤、ヒト成長ホルモン製剤等

【外来腫瘍化学療法診療料】

(新) バイオ後続品導入初期加算 150点

対象となる注射薬のうち、バイオ後続品が薬価収載されているもの：抗悪性腫瘍剤（リツキシマブ製剤、トラスツズマブ製剤、ペバシスマブ製剤）

【外来化学療法加算】

(新) バイオ後続品導入初期加算 150点

対象となる注射薬のうち、バイオ後続品が薬価収載されているもの：インフリキシマブ製剤

[算定要件]

- 当該患者に対し、バイオ後続品に係る説明を行い、バイオ後続品を使用した場合は、当該バイオ後続品の初回の使用日の属する月から起算して3月を限度として所定点数に加算する。

医系技官 募集！！

医系技官とは？

人々の健康を守るため、医師免許・歯科医師免許を有し、専門知識をもって保健医療に関わる制度づくりの中心となって活躍する技術系行政官のことです

次のような意思をもっていたら、医系技官にトライしてみては！

社会のために働きたい！

臨床現場と同様、問題点を解決していく仕事です。ただし、対象が大きく、日本国民全体に及びます。社会に貢献する気持ちが重要です。

皆で協力するのが楽しい！

普段の業務は事務官や多職種の技官と協力しながら行います。また、多くの関係者と相手の立場を尊重しながら物事に取り組むことが求められます。

粘り強く継続的に取り組みたい！

それぞれの課題は利害関係や過去の経緯などがあり複雑です。解決するために、丁寧に粘り強く継続的に取り組むことが必要です。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare